

戦後教育課程行政の濫觴

梅本 大介

はじめに

教育課程という言葉には多分の意味が含まれ、その正確な定義は研究者間または諸国間においても様々な議論があるだろう。なぜならば、我が国においても、その「教育課程」が意味する範囲と、curriculumをそのままカタカナ読みした「カリキュラム」が包含する対象の範囲には大きな隔たりがある。安彦忠彦によれば、教育課程という概念を『教育課程』は『各学校』で自ら編成するものであって、『個々の学校にしかない』ものだということである。(中略＝引用者) もう一つ重要な点は、『教育課程』という用語は『教育計画』である。(中略＝引用者) 『カリキュラム』は、計画レベルだけでなく、実施レベル、結果レベルまでを含むものである¹と整理しており、カリキュラムとの違いを指摘している。つまり、安彦の指摘は、学校で作成される教育課程は、公権力側が用意し、反映させようとする教育計画全体の一部であり、だからこそ実際には学校教育現場を担う教員教師の主体的な意識と実践的な運営能力が鋭く問われなければならないものと強調しているのだと考える。新学習指導要領の改訂では、前文に「社会に開かれた教育課程」²が明記され、学校運営において社会との接続がまず何よりも重要な課題であると再認識されたことは付記しておきたい。

しかし、学習指導要領が包含する社会情勢の影響がいかなる性質のものであろうとも、教育

課程が我が国においては、現実の学校現場を動かす存在であることは確かである。この学校運営にかかわる教育課程行政という存在が、いつどのような瞬間に誕生し形成されたのか、それは近代化の本来的議論からすれば、近代教育政策が構築された明治初期から観察していかなければならないだろう。だが、その近代化以降の行政思想や体制は、1945年8月15日の敗戦により途絶えることとなる。その後の、占領政策がもたらす教育民主化が、戦後教育の基底となったからである。1947年施行の教育基本法がその典型であろう。

周知の通り、「教育課程」という言葉が教育行政用語として公的に誕生したのは、1951年の学習指導要領試案においてである。だが、1945年の敗戦から様々な構想が議論され、改革が実行されたことを鑑みれば、その過程において教育課程行政という概念が議論・整備されていたのではないかと観察する必要は求められよう。

本論文では、占領直後より日本の教育民主化改革において教育課程改革がどのような観点で議論されたのかを分析することとする。占領下の改革を、現代の教育課程行政へとつながる濫觴とみなし、当時の改革の特質を見出したい。なお、教育課程を各教科や特別活動などの領域による学校教育内容の構成と授業時数の配分を基礎とする学校運営計画の編成に限定し³、論述することとする。

教育刷新委員会総会において配布された資料

日本の様々な社会環境を白紙状態から変革していくことは、占領政策を受容しなければならない日本人にとって焦眉の急を要する課題であった。それは、教育においても求められたことであった。とくに教育行政は、教育勅語を頂点とした勅令主義体制と、地方財政に関する権限を一手に掌握する内務省による間接支配をもって、硬直化の様相を呈していた。この教育行政体制を、根本的に変革しなければならないことは、占領者である米国ばかりでなく、日本側も深く認識することであった。占領軍の指導にただ従順だったわけではなく、積極的に日本側独自の改革力を示そうとした試みのひとつが⁴、米国教育使節団の勧告に対応した日本教育家の委員会であり、これを引き継いだ教育刷新委員会であった。

教育刷新委員会は、戦後日本社会における全般的な教育改革を内閣総理大臣直結の機関としてその方向性を答申し、実現した政府諮問機関である。この委員会において議論された内容は、日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』（全13巻、岩波書店、1995～1998年）で網羅されている。加えて、2016年以降に復刻刊行された『教育刷新委員会総会配布資料集』（全3巻、クロスカルチャー出版、2016年）により、会議録では詳細をつかむことができなかつた各会議開催時に問題意識を共有する際の前提条件となる配布資料の全体像をつかむことが可能となり、史料研究の今後の進展が期待されることとなった。総会配布資料集も、国立教育政策研究所が1960年代に収集した資料群の中に発見されていたものである。勿論、資料集の解題を担当した高橋寛人も指摘するように、総会で配布された資料が審議対象となっていないこともあり、また一方で資料集に「収録されていない」⁵資料に関して議論が展開されていることもあり、会議録と資料

集を並べてその内容を比較検討していく必要がある。

本論文では、資料集に所収されている内容を整理することで、占領直後における教育課程改革の議論の特質を分析したい。本論文でとりあげる対象時期は、教育基本法が制定される1947年4月以前までとする。

資料集に所収されている『教育刷新委員会ニ関スル書類綴』自第一回（昭和二十一年九月七日）至第十回（全十一月八日）大臣官房審議口⁶を確認すると、教育にかかわる「課程」について指摘が出されている文書を冒頭から見出すことができる。GHQの高級参謀副官補（陸軍大佐）のH・W・アレによる「日本教育家ノ委員会ニ関スル件」と題された指示書の三項目中のAでは、当該委員会の目的を『日本ニ於ケル民主主義教育』学科目、学科課程、教科書、教師用参考書並ニ映画、ラヂオ等ニヨル（視覚、聴覚物）補助教育等ニ関スル献策ヲ目的トスル研究⁷と規定している。この指示中で学科課程という言葉が示すように、まだ占領直後においては教育課程という概念が整理されていないことがわかる。同綴の中で最後に確認される書類の中には、「秘」とのスタンプが押された「米国教育使節団に協力すべき日本側教育委員会の報告書」が合冊されている。同報告書の内容は「教育勅語」、「教権確立」、「学校体系」、「教員協会」、「教育方法」、「国語国字問題」などで構成されている。そのうち、「教育方法問題に関する意見」と題された報告内容を確認したい。教育方法を広義に教育課程内の一種と定義すれば、後の教育課程概念の淵源をこの1946年の段階から見出すことができるからである。同文書中では、教科課程を重視するこれまでの学校教育の文化を批判し、児童生徒の生活文化や成長発達に沿った教育方法の深化が訴えられている。例えば、「教育活動としての場の学校観一単なる教育の場所か、教育機能の場か」⁸と学校教育の性格を論じている部分には、戦後教育の民主観の根本が表現されており、注目に値し

よう。つまり、教員が教育内容をただ教授する場所が学校ではなく、学校文化によって児童は成長していくという観点に立てば、豊かな児童の成長の可能性を見出すことができると訴えているのである。教育方法の改善は、児童の自発活動性や興味性、創造性、工作性⁹と密接にかかわり、児童の自己学習活動を促すことになると指摘していることは、現代の教育課程論が抱える課題にも繋がるものであるといえるのではないだろうか。報告書では、戦前の教科書の編纂方針も批判している。教科書によって知識を教授するのみでは、児童の興味関心や自発性を育てない、と断じている。これら議論を経て、教育刷新委員会第一回総会へと向かうこととなり、この時期は同時に日本側教育委員会が教育刷新委員会へと変遷する最も重要な分岐点でもあった。そのような時期の同報告書中の内容は、教育史上に照らしても重要な意義が有されているものと考えられる。1946年末には、教育行政改革にかかわる審議を担当していた教育刷新委員会内の第三特別委員会から、その改革の方向性が結審されたことが報告されている。同報告では、教育行政権を一般行政権より独立させる教育権の独立がうたわれ、教育委員会の公選制とその行政執行者である教育総長職の創設を求めている。これは、教育内容の地域的偏差を解消することを目途とし、広域の教育行政圏域を設定しようとしているものであった。

同報告書内での「都道府県教育行政機構」と題した項目では、教育委員会の権限のひとつに、「6. 学科課程及び学科目の基準を定めること」¹⁰をあげている。教育内容にかかわる裁量を、他の行政機関より独立した地方教育行政に移管させる意思是、担当委員会だけではなく、総会全体でも採択されている¹¹。

では、これら改革の方向性をGHQ側はどのように受け止めていたのだろうか。翌年1月20日、総司令部極東軍司令部渉外局が発した文書を、日本側が『日本における教育刷新について—総司令部民間情報教育局教育部長オーア氏談

—』¹²という形でまとめている。この文書は、占領政策により転換した教育民主化の完成を貫徹するように一層の警句を発したものであった。それはまた同時に、1947年4月1日よりはじまる教育基本法を頂点とした新たな戦後教育の出発を前にして、改革の後退を阻止するためのものでもあった。「改革のすべては米国教育使節団の勧告に合致している」¹³と評価された新しい教育改革の方向性とはいかなるものであったのか。以下に、教育にかかわる課程の設計に関して言及している部分を引用する。

日本の教育の内容はすっかり改正された。(中略＝引用者)自然科学と社会科学の訓育に力点が置かれ、そして語学教育に対して一層科学的に進歩した方法が紹介された。社会を学校の研究所として紹介したり生徒自身が研究題目を決定することや、教師自身が学科課程を完成するやり方などが含まれている。新しい教育計画で特に意義のあるものは社会研究を伴う新しい教科が開かれたことである。(中略＝引用者)生徒が学校内で生徒の自治組織に参画することは、国民の責任を実際的に教えるための効果的な方法として奨励される。(中略＝引用者)この新しい学科課程とコース・オブ・スタディはそれに伴う教科書と共に近代教育の最も偉大な成果の一つとなすものである。(中略＝引用者)完成したコース・オブ・スタディは決して完全なものではなく、教師自身によって絶えず改良されねばならぬ暫定的な計画としてのみ役立つものであるが、教授内容の健全な、専門的基礎への移行は成し遂げられた¹⁴。

再度の評価を重ねれば、同年3月20日に、戦後初の学習指導要領一般編(試案)が文部省より出されることから、この文書はその改めでの確認を迫ったものであったといえるだろう。

千々布敏弥が教育刷新委員会研究の客観性に

対して、「法案作成過程において主に従事するのは、文部省の担当課の職員であり、彼らに直接の影響力を行使するのは課長である。(中略＝引用者) 審議会の意見を重視するか否かは、そのときどきの文脈によるところが大きい」¹⁵と一定の牽制をしているように、立法権の周縁にある行政行為としての立法作業を担当する現場の官僚たちの役割を軽視することはできない。しかし、多様なプレイヤーがジレンマを持ちながらゲームを展開したのが占領下の政治力学関係ならば、間違いなくGHQはそのメインプレイヤーである。だからこそ、占領期初期において、日本側がどのような戦後教育改革を進めようとしていたのかを指導し監察する場所でもあった教育刷新委員会での議論や資料の分析は、重要な意義を有するものと考えられる。

おわりに

以上、教育刷新委員会で配布された資料を手がかりに1947年4月以前において、教育課程にかかわる制度設計がどのように認識されていたのかを整理した。

教育の生活化が重視され、教育課程という用語の使用へ転換したのは、第1次全面改訂となった1951年改訂の学習指導要領であった。それ以前は、本論文でもとりあげたように、教科を中心とするものであり、論文中の資料では学科課程という言葉が使用されている。生活単元学習を重視していなかったのではなく、占領期初期の教育改革の目的がまず何よりも、戦前の文部省統制による軍国主義的教育を停止・転換させることにあった。だからこそ、それまでの教科教育の内容を否定することに主眼が置かれているのであり、学科課程という視点での改革に拠ったのであろう。そのように考えれば、現在まで続く教育課程にかかわる教育行政の濫觴は、戦後教育基本の出発点となった1947年の教育基本法制定以前にも見出すことが可能である。そして、その改革当初の教育理念と現在

の学習指導要領の共通性も、「社会との連携」というポイントに見出すことができよう。社会とかかわり、社会を支え、次世代に社会を伝えていく役割を期待された「未来の主権者」たる児童生徒の成長をどのように促していくのか、その実現が教育課程の理念の形成に求められていると言えるだろう。それは学校教育のみが担うものではなく、社会全体で責任をもって構築していこうとする姿勢が重要となってくる。

【注】

- 1 安彦忠彦『改訂版 教育課程編成論 一学校は何を学ぶところかー』放送大学教育振興会、2013年、10-11頁。
- 2 新学習指導要領の前文には、「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実施していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる」と挿入されている。
- 3 田浦武雄編『教育の原理』(名古屋大学出版会、1986年、159頁)によれば、教育課程を構成するものとして、教育内容、組織原理、履修原理、教材、授業時数、指導形態、教育方法をあげている。
- 4 田中耕太郎「地方教育行政の独立について」文部省内教育法令研究会『教育委員会-理論と運営-』時事通信社、1949年、229頁。田中は、「地方教育行政の独立」の志向は、米国の勧告からはじまったわけではない、と指摘している。

- 5 高橋寛人解題『教育刷新委員会総会配布資料集』第1巻，クロスカルチャー出版，2016年，vi頁。
- 6 同前書，1頁。資料集に所収されている同類資料から，大臣官房審議室だと類推できる。
- 7 同前書，12頁。
- 8 同前書，105頁。
- 9 同前書，105頁。
- 10 同前書，323頁。
- 11 同前書，354頁。昭和二十一年十二月二十七日第十七回総会で採決された『教育行政に関すること』による。
- 12 同前書，393頁。同書の表紙には，「調査局審議課」と記載されている。
- 13 同前書，395頁。
- 14 同前書，395-397頁。
- 15 千々布敏弥「玖村敏雄の教育学観について」九州大学教育学部教育経営学研究室『教育経営教育行政学研究紀要』第1号，1994年，57頁。